平成３０年（フ）第８０号
長野県大町市大町7243番地１
債務者　戸谷　厚子
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１１号
長野県諏訪郡富士見町富士見10425番地
債務者　小林やす子
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第２２５号
兵庫県姫路市嵐山町25番地４　ＯＭレジデンス姫路306号
債務者　山元　卯一
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５４号
大阪府大阪市住吉区山之内４丁目12番14号フジパレス山之内Ｘ番館　102号、申立時の住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富660番地８・（旧住所）大阪府大阪市浪速区敷津西２丁目16番25―203号
債務者　坂本　　梓
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８３号
岡山市北区玉柏204番地３、旧住所岡山市中区海吉2131番地１　市営住宅Ｃ301－４
債務者　角南　朋賞
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６号
愛媛県西条市早川2216番地14
債務者　黒河　紀基
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２０号
愛媛県宇和島市柿原甲330番地
債務者　井上美佐緒
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第８８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8824番地１、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8823番地７
債務者　田口　笑美（旧姓奈須）
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市池之上町13番10―603号
債務者　前田　千奈
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３５号
石川県小松市串茶屋町甲35番地　ブルーム110
債務者　山出　倫大
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第４０号
石川県小松市今江町８丁目701番地２
債務者　岡田　康晴
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１６号
福井県大飯郡高浜町薗部第52号７番地
債務者　寺井　達也
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第１９号
福井県小浜市水取４丁目３番35号
債務者　平野　　徹
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第３７号
広島県呉市広大新開２丁目22番26号
債務者　柳田　哲也
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第１０３号
福岡県久留米市国分町1470番地１
債務者　國武香志枝
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第７４号
福島県郡山市島１丁目18番21号　藤田コーポ201号
債務者　橋本　顕寛
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係